議員提出議案第１４号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び琴浦町議会会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

令和　８　年　１１　月　２５　日　　提　出

提出者	琴浦町議会議員	小　椋　正　和
賛成者	同	田　中　　肇
	同	大　平　高　志
	同	谷　田　順　子
	同	小　椋　憲　浩
	同	米　田　靖　生

令和　８　年　　月　　日

琴浦町議会議長　　前　田　智　章

提案理由説明

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由説明を行います。

１　条例改正理由

これは、特別職の国家公務員の給与の額について、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定されたことに伴い、琴浦町議会の議員報酬の期末手当に関し、特別職の国家公務員の改定に準じて改正を行うものであります。

２　改正案の概要

（１）　期末手当を 0.05 月引き上げ、年 3.50 月を 3.55 月とする。

ア）**令和８年度期末手当**について、**12 月支給分**、現行の 1.75 月を 1.80 月へ改める。

イ）**令和９年度以降**の期末手当の支給割合を、**６月期、12 月期、**
それぞれ、1.775 月とする。（**年 3.55 月**）

（２）　施行期日等

①　公布の日から施行する。
ただし、上記、イ）の改正は、令和９年４月１日から施行する。

（期末手当の内払）

②　改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和８年琴浦町条例第　号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年琴浦町条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、議員報酬月額の100分の120に相当する額に、<u>６月に支給する場合においては100分の175.０、12月に支給する場合においては100分の180.０</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　略	（期末手当） 第６条　略 ２　期末手当の額は、議員報酬月額の100分の120に相当する額に、<u>100分の175.０</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　略

第２条　琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当）	（期末手当）

第６条　略 ２　期末手当の額は、議員報酬月額の100分の120に相当する額に、100分の177.５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　略	第６条　略 ２　期末手当の額は、議員報酬月額の100分の120に相当する額に、６月に支給する場合においては100分の175.０、12月に支給する場合においては100分の180.０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　略

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（期末手当の内払）

２　改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。